

○産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例

平成15年3月17日条例第23号

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例をここに公布する。

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 適正処理の原則（第7条・第8条）

第3章 産業廃棄物の不適正な処理の防止

第1節 産業廃棄物の不適正な保管の防止（第9条—第16条）

第2節 建設資材廃棄物の不適正な処理の防止（第16条の2・第16条の3）

第3節 電子情報処理組織による産業廃棄物の管理の推進（第16条の4）

第4章 特定物の不適正な処理の防止（第17条—第21条）

第5章 土砂等の不適正な処理の防止（第22条—第38条）

第6章 雑則（第39条—第44条）

第7章 罰則（第45条—第48条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県民の生活環境の保全上の支障を生じ、又は災害を発生させるおそれのある産業廃棄物、使用済自動車その他の特定物及び土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

2 この条例において「特定物」とは、次に掲げる物で廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）に該当しないものをいう。

（1） 使用済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（次号において「自動車」という。）で運行の用に供することを終了したものをいう。以下同じ。）

（2） 使用済みの自動車用タイヤ

(3) 使用済特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器で本来の用途に供することを終了したものをいう。以下同じ。）

3 この条例において「多量保管」とは、面積が100平方メートル以上の土地における特定物の保管又は使用済自動車にあつては20台、使用済みの自動車用タイヤにあつては100本、使用済特定家庭用機器にあつては100台を下回らない範囲内で規則で定める数量以上の特定物の保管をいう。

4 この条例において「土砂埋立て等」とは、土砂等（土砂及びこれに混入した物をいう。以下同じ。）による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う行為（製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料のたい積を行う行為を除く。）をいう。

5 この条例において「特定事業」とは、土砂埋立て等に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂埋立て等が行われる場合であつて、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあつては、当該事業を行う区域）以外の場所から採取された土砂等による土砂埋立て等を行う事業であつて、土砂埋立て等に供する区域の面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、土砂埋立て等に供する区域における土砂埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が1メートルを超えるものをいう。

一部改正〔平成19年条例18号〕

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴い保有する産業廃棄物、特定物及び土砂等（以下この章並びに第40条及び第40条の2において「産業廃棄物等」という。）の適正な処理を行うとともに、県が実施する産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

一部改正〔平成19年条例18号〕

（土地所有者等の責務）

第4条 土地の所有者、占有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）は、産業廃棄物等の処理を行う者に対して土地を使用させるときは、当該土地において産業廃棄物等の不適正な処理が行われないよう配意するとともに、産業廃棄物等の不適正な処理を行うおそれがある者に対して当該土地を使用させることのないようにしなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において産業廃棄物等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、地域の生活環境の保全及び生活の安全の確保のために、必要な措置を講じなければならない。

3 土地所有者等は、県が実施する産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなけ

ればならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、自ら地域の生活環境を保全し、及び生活の安全を確保するため、地域において産業廃棄物等の不適正な処理が行われないよう配意するとともに、産業廃棄物等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、速やかに、その旨を県又は関係機関に通報するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県の責務)

第6条 県は、廃棄物処理法、この条例その他の関係法令等に基づく権限を的確に行使するとともに、産業廃棄物等の不適正な処理を防止するため、県民、市町等と連携した監視体制の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 知事及び公安委員会は、前項の監視体制の強化その他の施策について、緊密に連携して必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成19年条例18号〕

第2章 適正処理の原則

(種類の明確化の原則)

第7条 産業廃棄物、特定物及び土砂等は、その種類が明確にされ、廃棄物処理法、この条例その他の関係法令等の定めるところにより、適正に処理されなければならない。

(分別処理の原則)

第8条 産業廃棄物、特定物及び土砂等は、保管、処分その他の処理の過程において、種類に応じて分別して処理されなければならない、みだりに混合されることがあってはならない。

第3章 産業廃棄物の不適正な処理の防止

第1節 産業廃棄物の不適正な保管の防止

追加〔平成19年条例18号〕

(保管の届出)

第9条 産業廃棄物を排出する事業者は、面積が100平方メートル以上の土地において、自らが排出した産業廃棄物の保管をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 産業廃棄物の保管をする土地の所在地
- (3) 産業廃棄物の保管をする土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 産業廃棄物の保管をする土地の面積
- (5) 保管をする産業廃棄物の種類及び数量
- (6) 産業廃棄物の保管を開始する日
- (7) 当該土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画
- (8) 産業廃棄物の飛散、流出及び崩落の防止その他の生活環境の保全及び生活の安全の確保のために講ずる措置の内容

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による届出は要しない。

- (1) 産業廃棄物を排出する場所で当該産業廃棄物の保管をする場合
 - (2) 廃棄物処理法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設の敷地において保管をする場合
 - (3) 災害のために必要な措置として、応急的に保管をする場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める場合
- (保管の変更の届出)

第10条 前条第1項の規定による届出をした者（以下この節において「届出者」という。）は、同項第4号、第5号、第7号及び第8号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 届出者は、前条第1項第1号及び第3号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成19年条例18号〕

(保管の廃止の届出)

第11条 届出者は、第9条第1項の規定による届出に係る土地における産業廃棄物の保管を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(運搬管理票)

第12条 届出者は、第9条第1項の規定による届出に係る土地に産業廃棄物を搬入し、又は当該土地から産業廃棄物を搬出しようとするときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の運搬に従事する者に対し、次に掲げる事項を記載した運搬管理票を交付しなければならない。

- (1) 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- (2) 搬入する場合にあつては、産業廃棄物を排出した事業場等の名称及び所在地
- (3) 搬出する場合にあつては、運搬先である事業場等の名称及び所在地
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定により運搬管理票の交付を受けて産業廃棄物の運搬に従事する者は、当該運搬中は、運搬に使用する車両の見やすい箇所に当該運搬管理票を掲示しなければならない。

(搬入搬出管理簿)

第13条 届出者は、規則で定めるところにより、第9条第1項の規定による届出に係る土地ごとに、搬入搬出管理簿を作成し、当該土地に係る産業廃棄物の搬入及び搬出の状況を記録し、5年間これを保存しなければならない。

(搬入一時停止命令)

第14条 知事は、産業廃棄物の保管がされている土地への産業廃棄物の搬入が継続されることにより、当該土地の周辺における県民の生活環境の保全又は県民の生活の安全が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該保管をする者に対し、廃棄物処理法又はこの条例に基づく報告の徴収又は立入検査の結果が明らかになるまでの間、当該土地への産業廃棄物の搬入の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により搬入の停止を命ずることができる期間は、30日を超えることはできない。ただし、当該期間の経過時点において、同項の規定による命令を受けた者の責めに帰すべき事由により、同項の報告の徴収又は立入検査の結果が明らかでない場合には、当該期間を延長することができる。

(保管者に対する措置命令)

第15条 知事は、廃棄物処理法第12条第1項の産業廃棄物処理基準（廃棄物処理法第2条第5項の特別管理産業廃棄物にあつては、廃棄物処理法第12条の2第1項の特別管理産業廃棄物処理基準）（次条において「処理基準」という。）に適合しない産業廃棄物の保管がされている場合において、生活環境の保全若しくは生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該保管をする者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、規則で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

(土地所有者等に対する措置命令)

第16条 知事は、処理基準に適合しない産業廃棄物の保管又は処分がされた場合において、生活環境の保全若しくは生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当するときは、当該保管又は処分に係る土地の土地所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、保管又は処分の方法その他の事情から見て相当な範囲内のものでなければならない。

(1) 前条第1項の規定により産業廃棄物の保管をする者に対して支障の除去等の措置を講ずべきことを命じた場合又は廃棄物処理法第19条の5第1項の規定により同項に規定する処分者等に対して支障の除去等の措置を講ずべきことを命じ、若しくは廃棄物処理法第19条の6第1項の規定により同項に規定する排出事業者等に対して支障の除去等の措置を講ずべきことを命じた場合において、これらの者の資力その他の事情から見て、これらの者のみによっては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じられても十分でないとき。

(2) 土地所有者等が、あらかじめ処理基準に適合しない産業廃棄物の保管若しくは処分がされることを知りながら当該保管若しくは処分をする者に土地を使用させていたとき、処理基準に適合しない保管若しくは処分がされていることを知り、若しくは知ることができた場合において、当該保管若しくは処分をしている者に対して必要な措置を講ずべき旨の求めをしなかったときその他第4条の規定の趣旨に照らし、土地所有者等に支障の除去等の措置を講じさせることが適当であるとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

第2節 建設資材廃棄物の不適正な処理の防止

追加〔平成19年条例18号〕

(解体工事の注文者の義務)

第16条の2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第2条第3項第1号に規定する解体工事（他の者から請け負ったものを除く。以下「解体工事」という。）の注文者は、同条第2項に規定する建設資材廃棄物（以下「建設資材廃棄物」という。）の処分に係る費用の適正な負担により、建設資材廃棄物の適正な処分の実施が確保されるよう努めなければならない。

追加〔平成19年条例18号〕

(建設資材廃棄物の引渡完了報告等)

第16条の3 解体工事の注文者から解体工事（建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設

工事であるものに限る。以下同じ。)を直接請け負った者又は解体工事を請負契約によらないで自ら施工する者(以下「自主施工者」という。)は、当該解体工事に伴って生じた建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡しが完了したときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、建設資材廃棄物の搬出先の事業場の名称その他の規則で定める事項を知事及び当該解体工事の注文者(自主施工者にあつては、知事)に報告しなければならない。

- 2 解体工事の注文者は、前項の規定による報告がなかったとき、又は当該報告の内容から見て建設資材廃棄物の処理が適正に行われていないと認めるときは、知事に対し、その旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

追加〔平成19年条例18号〕

第3節 電子情報処理組織による産業廃棄物の管理の推進

追加〔平成19年条例18号〕

第16条の4 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する者及び産業廃棄物の運搬又は処分を受託する者は、廃棄物処理法第12条の5の定めるところにより、電子情報処理組織(廃棄物処理法第2条第6項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用して産業廃棄物の適正な管理を行うよう努めなければならない。

追加〔平成19年条例18号〕

第4章 特定物の不適正な処理の防止

(特定物保管基準)

第17条 特定物の保管をする者(以下「特定物保管者」という。)は、規則で定める特定物の保管方法に関する基準(以下「特定物保管基準」という。)に従い、特定物の保管をしなければならない。

(多量保管の届出)

第18条 多量保管をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 多量保管をする土地の所在地
- (3) 多量保管をする土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (4) 多量保管をする土地の面積
- (5) 多量保管をする特定物の種類及び数量

- (6) 多量保管を開始する日
- (7) 当該土地における特定物の搬入、搬出及び保管に関する計画
- (8) 特定物の飛散、流出及び崩落の防止その他の生活環境の保全及び生活の安全の確保のために講ずる措置の内容

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による届出は要しない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が規則で定める多量保管をする場合
 - (2) 災害のために必要な措置として、応急的に多量保管をする場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める場合
- (変更又は廃止の届出等)

第19条 第10条、第11条及び第13条の規定は、前条第1項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第10条第1項中「前条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、同条第2項中「前条第1項第1号」とあるのは「第18条第1項第1号」と、第11条中「第9条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、「産業廃棄物の保管」とあるのは「多量保管」と、第13条中「第9条第1項」とあるのは「第18条第1項」と、「産業廃棄物」とあるのは「特定物」と読み替えるものとする。

(改善命令)

第20条 知事は、特定物の適正な保管の実施を確保するため、特定物保管者が特定物保管基準を遵守していないと認めるときは、当該特定物保管者に対し、保管方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(搬入一時停止命令)

第21条 第14条の規定は、特定物の保管がされている土地への特定物の搬入が継続されることにより、当該土地の周辺における県民の生活環境の保全又は県民の生活の安全が損なわれるおそれがあると認める場合について準用する。この場合において、同条第1項中「産業廃棄物」とあるのは「特定物」と、「廃棄物処理法又はこの条例」とあるのは「この条例」と読み替えるものとする。

第5章 土砂等の不適正な処理の防止

(土壌安全基準に適合しない土砂埋立て等の禁止)

第22条 土砂埋立て等を行う者は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める土壌の安全に関する基準（以下「土壌安全基準」という。）に

適合しない土砂等を使用して、土砂埋立て等（生活環境の保全上必要な措置が図られているものとして規則で定める土砂埋立て等を除く。以下この条において同じ。）を行ってはならない。

2 知事は、土砂埋立て等に土壤安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、当該土砂埋立て等を行う者に対し、直ちに、当該土砂埋立て等を停止し、当該土砂埋立て等が行われた場所の土壤の汚染調査及び当該場所以外の地域への排水の水質調査を行うべきことを命ずることができる。

3 知事は、土砂埋立て等に土壤安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、当該土砂埋立て等を行う者に対し、現状を保全し、その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（特定事業の許可）

第23条 特定事業を行おうとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が次に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。

- （1） 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う規則で定める事業
- （2） 災害復旧のために必要な応急措置として行う事業
- （3） 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事業

（許可の申請）

第24条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業の事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。

- （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （2） 特定事業の事業区域の位置及び面積
- （3） 事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置
- （4） 特定事業に使用される土砂等の量及びその期間
- （5） 特定事業に使用される土砂等の主な採取場所並びに搬入及び搬出の計画
- （6） 廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置
- （7） 土壤安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置
- （8） 特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために講ずる措置
- （9） 特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために講ずる措置

- (10) 特定事業が完了した場合の事業区域の構造（他の場所への搬出を目的として土砂埋立て等を行う特定事業（以下「一時たい積事業」という。）にあっては、一時たい積事業が行われている間の事業区域の構造）

（許可の基準）

第25条 知事は、前条の許可の申請の内容が次の各号に適合していると認めるときでなければ、第23条の許可をしてはならない。

- （1） 特定事業の施工を管理するための事務所を設置すること。
- （2） 廃棄物の土砂等への混入を防止するために必要な措置が図られていること。
- （3） 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために必要な措置が図られていること。
- （4） 特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために必要な措置が図られていること。
- （5） 特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
- （6） 特定事業が完了した場合において、事業区域のうち土砂埋立て等に係る区域の構造が、事業区域以外の地域への当該土砂等の流出又は崩落による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

2 前条の許可の申請が、一時たい積事業に係るものである場合にあっては、前項第6号の規定は、適用しない。

3 前条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、第1項第5号及び第6号の規定は、適用しない。

（変更の許可等）

第26条 第23条の許可を受けた者は、第24条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。

- （1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- （2） 変更の内容及びその理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第23条の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前条の規定は、第1項の許可について準用する。

(許可の条件)

第27条 第23条の許可（前条第1項の許可を含む。以下この章において同じ。）には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課すものであってはならない。

(土砂等の搬入の届出)

第28条 第23条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して知事に届け出なければならない。

2 第23条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとする場合において、当該土砂等が、生活環境の保全上の支障を生ずる物質として規則で定めるものを含んでいる土壌が存在するおそれがある土地の区域として規則で定めるものから採取されたものであるときは、前項の規定による届出に、当該土砂等が当該土地の区域の区分に応じ規則で定める物質に係る土壌安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付しなければならない。

(搬入搬出管理簿)

第29条 第23条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域ごとに、搬入搬出管理簿を作成し、事業区域に係る土砂等の搬入及び搬出の状況を記録し、5年間これを保存しなければならない。

(標識の掲示等)

第30条 第23条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の事業区域の見やすい場所に、当該特定事業が施工されている間、氏名又は名称、事業区域の位置及び面積その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第23条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の事業区域と当該事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(特定事業の廃止等)

第31条 第23条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止しようとするときは、当該特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 第23条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(特定事業の完了等)

第32条 第23条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていないと認めるときは、前項の届出をした者に対し、土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(地位の承継)

第33条 第23条の許可を受けた者が当該許可に係る特定事業の全部を譲り渡し、又は第23条の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（その特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、その特定事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその特定事業の全部を承継した法人は、その第23条の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により第23条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添付して、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(改善勧告)

第34条 知事は、適正な土砂埋立て等の実施を確保するため、第23条の許可を受けた者が第25条に規定する許可の基準又は第27条に規定する許可の条件を遵守していないと認めるときは、第23条の許可を受けた者に対し、廃棄物の土砂等への混入を防止するために必要な措置又は土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するために必要な措置の変更その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第35条 知事は、特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、第23条の許可を受けた者に対し、当該特定事業を停止し、又は

当該特定事業に使用された土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、第23条又は第26条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、当該特定事業を停止し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の流出若しくは崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- (許可の取消し等)

第36条 知事は、第23条の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第22条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正な手段により、第23条又は第26条第1項の規定による許可を受けたとき。
 - (3) 第26条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
 - (4) 第28条から第30条までの規定に違反したとき。
 - (5) 第34条の規定による勧告に従わないとき。
 - (6) 前条第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。
- 2 前項の規定により第23条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条第1項又は第2項の規定による命令を受けた者を除く。）は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(廃止又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令)

第37条 知事は、第31条第1項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、その特定事業に使用された土砂等の流出又は崩落による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(関係書類等の保存)

第38条 第23条の許可を受けた者は、当該特定事業について第31条第2項の規定による廃止の届出若しくは第32条第1項の規定による完了の届出をした日又は第36条の規定による第23条の許可の取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関し、この条例の規定により知事に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。

第6章 雑則

(報告の徴収)

第39条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、産業廃棄物若しくは特定物の保管をする者又は土砂埋立て等を行う者に対し、産業廃棄物若しくは特定物の保管又は土砂埋立て等に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第40条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、産業廃棄物若しくは特定物の保管をする者又は土砂埋立て等を行う者の事務所、事業場又は産業廃棄物若しくは特定物の保管若しくは土砂埋立て等に係る場所の土地若しくは建物に立ち入り、産業廃棄物若しくは特定物の保管又は土砂埋立て等に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係人に質問させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物等を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(不適正処理監視員の設置)

第40条の2 産業廃棄物等の不適正な処理を防止するための監視及び啓発を行うとともに、産業廃棄物等の不適正な処理の事案を早期に発見し、これに対する改善の指導を行うため、県に、不適正処理監視員を置く。

追加〔平成19年条例18号〕

(公表)

第41条 知事は、産業廃棄物若しくは特定物の保管をする者又は土砂埋立て等を行う者について、廃棄物処理法若しくはこの条例に基づく命令若しくは許可の取消し又は廃棄物処理法若しくはこの条例の規定に違反したことを理由とする告発（以下この条において「命令等」という。）を行ったときは、当該命令等の内容、当該命令等を行った者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。

一部改正〔令和2年条例28号〕

(適用除外)

第42条 第3章の規定は、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市の区域については、適用しない。

2 前章の規定は、神戸市の区域については、適用しない。

一部改正〔平成29年条例29号・令和2年28号〕

(市町条例との関係)

第43条 前2章の規定は、市町が、その地域の自然的社会的諸条件に応じて、特定物又は土砂等の適正な処理を推進するため、この条例で定める事項以外の事項について、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

一部改正〔令和2年条例28号〕

(補則)

第44条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第1項、第16条第1項、第22条第2項若しくは第3項、第32条第2項、第35条第1項若しくは第2項、第36条第1項又は第37条の規定による命令に違反した者
- (2) 第23条の許可を受けないで特定事業を行った者
- (3) 第26条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者

第46条 第14条第1項（第21条において準用する場合を含む。）又は第20条の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第1項、第10条第1項若しくは第2項（第19条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第18条第1項、第26条第3項、第28条、第31条第2項、第32条第1項又は第33条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条第1項の規定に違反して運搬管理票を交付せず、又は同項各号に掲げる記載事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして運搬管理票を交付した者
- (3) 第12条第2項の規定に違反して運搬管理票を掲示しなかった者
- (4) 第13条（第19条において準用する場合を含む。）又は第29条の規定に違反して搬入搬出管理簿を作成せず、これに虚偽の記録をし、又はこれを保存しなかった者
- (5) 第38条の規定に違反して同条の書類及び図面の写しを保存しなかった者
- (6) 第39条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(7) 第40条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

(両罰規定)

第48条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成15年12月規則第92号で、同15年12月15日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第9条第1項の規定による届出を要する産業廃棄物の保管をしている者については、同項に規定する産業廃棄物の保管をしようとしているものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して3月を経過する日までに」とする。

3 この条例の施行の際現に多量保管をしている者については、多量保管をしようとしているものとみなして、第18条第1項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日から起算して3月を経過する日までに」とする。

4 この条例の施行の際現に特定事業を行っている者は、この条例の施行の日から起算して3月間は、この条例の規定にかかわらず、当該特定事業を行うことができる。その者がその期間内に第23条の許可を申請した場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

附 則 (平成19年3月16日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第3条及び第6条の改正規定、第16条の次に2節を加える改正規定(第3章第3節に係る部分に限る。)並びに第40条の次に1条を加える改正規定は、平成19年4月1日から施行する。(平成19年12月規則第76号で、同19年12月15日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正後の産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条第5項に規定する特定事業(改正前の産業廃棄物等の不適正な処

理の防止に関する条例第2条第5項に規定する特定事業に該当するものを除く。)を行っている者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して3月間は、改正後の条例の規定にかかわらず、当該特定事業を行うことができる。その者がその期間内に改正後の条例第23条の許可を申請した場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

- 3 改正後の条例第3章第2節の規定は、施行日以後に締結される契約に基づき実施される改正後の条例第16条の2に規定する解体工事について適用する。

附 則 (平成29年12月15日条例第29号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年6月18日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(令和2年9月規則第40号で、同2年11月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にした神戸市の区域における産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例(以下「産業廃棄物等条例」という。)第22条第2項若しくは第3項、第35条又は第36条第1項の規定による命令及び産業廃棄物等条例第34条の規定による勧告については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にされた神戸市の区域における産業廃棄物等条例第23条又は第26条第1項の規定による許可の申請であって、施行日前に許可をするかどうかの処分がされていないものの許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。
- 4 神戸市の区域における産業廃棄物等条例第2条第5項に規定する特定事業(以下この項から附則第6項までにおいて「特定事業」という。)についての産業廃棄物等条例第26条第3項、第31条第2項、第32条第1項又は第33条第2項の規定による届出及び産業廃棄物等条例第29条又は第38条の規定による保存義務については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に行う同市の区域における特定事業については、この限りでない。
- 5 神戸市の区域における次に掲げる措置を講ずべき義務については、なお従前の例による。
 - (1) 施行日前に廃止した特定事業についての産業廃棄物等条例第31条第1項の規定による措置
 - (2) 施行日前に産業廃棄物等条例第36条第1項の規定により許可の取消しを受けた特定事業についての同条第2項の規定による措置

6 神戸市の区域における施行日前に完了した特定事業についての産業廃棄物等条例第32条第2項の規定による命令については、なお従前の例による。

7 施行日前にした神戸市の区域における産業廃棄物等条例第37条の規定による命令及び附則第5項各号に掲げる措置についての同条の規定による命令については、なお従前の例による。

8 附則第2項から前項までの場合における産業廃棄物等条例第39条及び第40条第1項並びにこの条例による改正後の産業廃棄物等条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第41条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

産業廃棄物等条例第39条	この条例	この条例及び産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第28号。次条第1項及び第41条において「改正条例」という。）附則第2項から第7項までの規定
産業廃棄物等条例第40条第1項	この条例	この条例及び改正条例附則第2項から第7項までの規定
改正後の条例第41条	若しくはこの条例に	、この条例若しくは改正条例附則第2項、第6項若しくは第7項の規定に
	若しくはこの条例の	、この条例若しくは改正条例附則第2項、第4項、第6項若しくは第7項の

9 この条例の施行前にした行為並びに附則第2項、第6項若しくは第7項の規定によりなお従前の例によることとされる附則第2項、第6項若しくは第7項に規定する命令又は附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する届出若しくは保存義務に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 附則第2項から前項まで及び附則第12項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正）

11 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 12 附則第2項から第7項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における知事とする処分その他の行為及び知事に対してされる申請その他の行為についての前項の規定による改正前の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表82の2の部((6)から(11)まで及び(13)から(24)までに係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。